

## 国の第3次補正予算による地域医療再生基金の積み増しについて

国の平成23年度第3次補正予算より、岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災3県」という。）に対し、総額720億円の地域医療再生臨時特例交付金（以下「交付金」という。）による財政支援が実施されることとなり、今般、「平成23年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱」等が示されたところ。

## 1 支援目的

被災3県のうち、東日本大震災において甚大な被害を受けた地域における医療提供体制の再構築に向けて策定する医療の復興計画（以下「復興計画」という。）に基づく事業の実施を支援するもの。

## 2 交付額

事業	基準額
東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の医療提供体制の再構築に必要な事業であって、復興計画で定めるもの	【岩手県及び宮城県】 厚生労働大臣が定める額 (両県の合計額が570億円の範囲内)
	【福島県】 150億円

## 3 復興計画について

## (1) 復興計画の趣旨

東日本大震災において甚大な被害を受けた地域の医療提供体制の再構築に向けた施策について、被災3県が定めるもの。

(実施期間) 平成27年度末までの5年間以内

## (2) 対象地域

特に津波等により街全体が被災した地域が中心、具体的には次の二次医療圏が対象となる。

ただし、遠隔画像診断等連携システムの整備など二次医療圏を超えて実施する必要がある事業については、この限りではないこと。

## 対象地域

釜石保健医療圏、久慈保健医療圏、気仙保健医療圏、宮古保健医療圏

(宮城県) 石巻、気仙沼、仙台 (福島県) いわき、相双

## (3) 復興計画の目的

「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）」（以下「基本方針」という。）の趣旨に基づき、急性期から慢性期に至るまでの医療機関の機能分化と医療機能の集約・連携等を推進し、その強化・効率化を図ることにより、地域全体の医療提供体制の再構築を目指すものであること。

## (4) 復興計画の内容

対象とする地域の被災状況等を踏まえ、地域全体のまちづくり構想とも整合性を図りながら、医療提供体制の再構築に必要な事業を盛り込み、地域にとって必要性・公益性の高い事業を今回の基金の対象とすること。

< 例 >

- ① 津波により全壊した医療機関の高台への移転整備など安全な地点での施設整備
- ② 救急医療機関など地域の中核的医療機関の機能強化や再整備
- ③ これら医療機関と連携する急性期を脱した患者や在宅患者等を受け入れるための亜急性期・回復期リハビリテーション等の機能を担う医療機関の整備等を通じた機能分化の明確化
- ④ 既存補助制度の対象とならない施設整備等事業について、当該事業者が今後の医療の復興のために協力すること等を条件に行う支援事業
- ⑤ 在宅医療の連携拠点となる医療機関等の整備により被災地において在宅医療を推進するための事業
- ⑥ 医療機関相互の情報連携の基盤整備
- ⑦ 県外から派遣された医師・看護師等の人件費や被災者健康支援連絡協議会の活動経費に対する支援等地域医療を担う医師・看護師等の人材確保
- ⑧ 医療機関が所在しない地域の住民に医療を継続的に提供するための眼科等の巡回診療事業

#### 4 交付条件

- ① 津波により全壊した医療機関については、将来、同規模の地震が発生した場合に備え、高台への移転整備など安全な地点での施設整備を前提とした事業内容とすること
- ② まちづくり関係部門と適切に連携しながら、まちづくり構想とも整合性が図られた事業内容とすること
- ③ 効率的な医療提供体制を構築するため、地域の中核的医療機関を中心に、亜急性期・回復期リハビリテーションを担う医療機関、在宅医療を支援する医療機関など各医療機関間の機能分担と連携を図ることを重視した事業内容とすること
- ④ 救急医療や在宅療養支援等政策医療の役割を担っていない医療機関については、地域の救急医療体制への参画や在宅医療の実施など、今後の地域医療における役割を医療の復興計画に位置付けられる場合に基金による支援を行うこと
- ⑤ 病院の診療所化を含む医療機関の統合再編も視野に入れつつ、機能の集約や連携を積極的に進め、病床過剰地域については、基金を活用して2億円以上の施設整備を行う病院の全病床数から10%以上の病床削減に努めること。ただし、福島県については、警戒区域内にある医療機関が再開できず、相当程度の病床数について、当分の間、稼働できない状況にあることを踏まえ、この取り扱いの対象外とする。
- ⑥ 地域の医療機関の積極的な参画の下、医療機関間で患者の診療情報を共有するシステムを整備することにより、災害時にも患者の診療情報を利用可能とすること。

#### 5 交付基準額の決定及び交付決定の手続き

岩手県及び宮城県については、対象地域の被害の状況を勘案し、各県が策定した復興計画（案）の内容を踏まえて交付基準額を決定し、交付決定する。

なお、緊急的に今回の地域医療再生基金の活用が必要な場合は、計画策定前であっても当該計画に盛り込むことを前提に、必要な都度、複数回に分けて必要な事業に関する交付申請を行うことが可能であること。

## 6 本県における復興計画案の作成について

### (1) 基本的な考え方

本年8月に策定した岩手県東日本大震災津波復興計画（基本計画・実施計画）を基本とし、被災市町村、医療機関及び関係団体等と連携を図りながら、基本計画に掲げる次の中長期的取組の具体化に資する復興計画案の作成を目指すものとする。

なお、復興計画案の国への提出時期については、今後、国と協議調整を図ることとし、必要に応じて資金の前倒し交付を申請するものとする。

- ア 新たなまちづくりと連動し、人口集積の状況や高齢者等の支援ニーズに対応した保健・医療・福祉施設を整備
- イ 地域の保健・医療・福祉の関係機関の機能を最大限に発揮する「遠隔医療」の導入等によるネットワークの再構築
- ウ 高齢者等の要援護者が地域で安心して生活できる保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築

### (2) 被災地域における検討

- ・被災地の保健所が中心となって、市町村、医療機関及び医療関係団体等と連携を図りながら、二次保健医療圏ごとに、現行の圏域医療連携推進プランの達成状況や被災に伴う環境変化を踏まえて、医療資源の有効活用や機能分担、地域連携クリティカルパス等に関する検討を進め、当該地域の医療機関等に求められる役割分担の考え方を基本として、地域におけるまちづくり計画と住民のニーズに対応し、高台であること等の立地条件や通院等のための交通手段の整備、関係施設・行政機能との連携を十分に考慮した施設等の基盤整備や医療・介護が連携した地域包括ケアシステムの構築を復興計画案に盛り込む。
- ・また、保健所運営協議会等の場を活用し、被災地住民との地域医療に関する課題等の共有を図りながら、地域ぐるみで検討を進めていく。

### (3) 新しい岩手県保健医療計画との整合

災害時における隣接保健医療圏との連携や、全県的な医療連携の推進、医師確保等との整合を図るため、平成25年度からの新しい岩手県保健医療計画を視野に入れて検討を進めていく。

# 地域医療再生基金を活用した医療提供体制の復旧・復興について(案)

